

## ○高知市プロポーザル選定委員会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 プロポーザル方式(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の事業者から当該随意契約に係る契約の履行に関する提案を求め、当該提案のうち最も優れた提案を行った者を選定する方式をいう。以下同じ。)により本市が売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合の契約の相手方となる者(以下「事業者」という。)の選定に係る審査を行うため、プロポーザル方式により事業者の選定を行う契約案件(以下「契約案件」という。)ごとに、プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長、教育委員会又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査又は審議を行うものとする。

- (1) 事業者の選定基準の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) その他事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者が選定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提供その他の協力等）

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、契約案件を所管する部局において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。